

平成 21 年度の「保険金・給付金のお支払い状況」について

ソニー生命保険株式会社

平成 21 年度(平成 21 年 4 月～平成 22 年 3 月))のお支払いの件数、および支払査定の結果、お支払いに該当しないと判断した件数は、以下のとおりです。

保険金等のお支払い件数、お支払い非該当件数及び内訳(個人保険)

平成 21 年度(平成 21 年 4 月～平成 22 年 3 月)

	保険金					給付金					合計		
	死亡保険金	災害保険金	高度障害保険金	その他	合計	死亡給付金	入院給付金	手術給付金	障害給付金	その他		合計	
お支払い非該当	詐欺無効	0	0	0	0	0	4	1	0	0	5	5	
	不法取得目的無効	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	告知義務違反解除	6	0	1	9	16	1	302	166	0	8	477	493
	重大事由解除	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	免責事由該当	45	0	0	5	50	28	47	15	0	0	90	140
	支払事由非該当	0	0	64	9	73	0	188	6,719	35	30	6,972	7,045
	その他	1	0	0	0	1	0	12	9	0	25	46	47
お支払い非該当件数合計	52	0	65	23	140	29	553	6,910	35	63	7,590	7,730	
お支払い件数合計	3,784	47	186	917	4,934	1,964	100,942	67,757	58	9,523	180,244	185,178	

*上記件数については生命保険協会策定の基準に則ってお支払い件数、お支払い非該当件数を計上しております。

*上記件数は、個人保険についての件数です。

【用語の説明】

詐欺無効	保険契約のご加入等に際して、保険契約者または被保険者に詐欺の行為があった場合に、ご契約を無効とするものです。この場合、払い込まれた保険料は払戻しいたしません。
不法取得目的無効	保険金・給付金等を不法に取得する目的で保険契約にご加入等された場合に、ご契約を無効とするものです。この場合、払い込まれた保険料は払戻しいたしません。
告知義務違反解除	保険契約のご加入等に際して、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、告知していただいた内容が事実と相違していた場合等に、ご契約を解除するものです。
重大事由解除	保険金・給付金等の請求に関する詐欺行為があった場合や、他の生命保険契約の重複により、給付金等の合計額が著しく過大で保険制度の目的に反するおそれがある場合に、ご契約を解除するものです。
免責事由該当	保険約款所定の年数以内の被保険者の自殺や、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による事故等、ご請求内容が、保険約款で定める免責事由に該当する場合は、保険金・給付金等をお支払いいたしません。
支払事由非該当	保険約款に定める所定の要件に該当しない障害状態について高度障害保険金をご請求いただいた場合や、保障対象外の手術について給付金をご請求いただいた場合等、ご請求内容が、保険約款で定める支払事由に該当しない場合は、保険金・給付金等をお支払いいたしません。

四半期ごとの時系列推移表(個人保険)

	平成 21 年度			
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
お支払い件数合計	45,666 件	45,678 件	46,849 件	46,985 件
お支払い非該当件数合計	1,899 件	1,845 件	2,018 件	1,968 件

◆ お支払いに該当しないと判断したご契約の具体的事例

お支払い 非該当理由	種類	事案例(概要)
告知義務違反解除	疾病入院給付金	<p>被保険者は、気管支喘息発作によりご入院したとして、入院給付金のご請求をされました。</p> <p>ところが、ご請求の際に提出いただいた診断書から、初診日が契約日以前であることが判ったため事実の確認を行ったところ、ご契約以前より継続して気管支喘息でご通院治療をされていることが判明いたしました。</p> <p>判明したご通院は、ご契約時に告知していただく事項ですが、告知をいただけていないため、ご契約は解除のお取り扱いとさせていただきます、入院給付金はお支払いいたしませんでした。</p> <p>(第3 四半期)</p>
免責事由に該当	災害入院給付金	<p>被保険者は、薬物の服用により中毒を起こし入院したとして入院給付金をご請求されましたが、薬物の服用の状況に関して確認したところ、一度に大量の錠剤を服用されたことが判明しました。</p> <p>このため、災害入院給付金の免責事由である「被保険者の故意または重大な過失」に該当することから、災害入院給付金はお支払いいたしませんでした。(第1 四半期)</p> <p>被保険者は、バイクを運転中の交通事故による頭部外傷でご入院したとして災害入院給付金をご請求されましたが、事故状況を確認したところ無免許運転であったことが判明しました。</p> <p>このため、災害入院給付金の免責事由である「被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故」に該当することから、災害入院給付金はお支払いいたしませんでした。</p> <p>(第2 四半期)</p>
	災害入院給付金 手術給付金	<p>被保険者は、腹部刺傷により内臓が損傷しご入院および手術をしたとして災害入院給付金および手術給付金のご請求をされましたが、刺傷の状況に関して事実の確認を行ったところ、発作的な自傷行為によるものであることが判明しました。</p> <p>このため、災害入院給付金および手術給付金の免責事由である「被保険者の故意または重大な過失」に該当することから、災害入院給付金および手術給付金はお支払いいたしませんでした。</p> <p>(第3 四半期)</p>
		<p>被保険者は、原動機付自転車運転中の交通事故による大腿骨粉碎骨折、肋骨骨折でご入院および手術をしたとして災害入院給付金および手術給付金をご請求されましたが、事故状況を確認したところ、道路交通法違反の酒気帯び運転であることが判明しました。</p> <p>このため、災害入院給付金および手術給付金の免責事由である「被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故」に該当することから、災害入院給付金および手術給付金はお支払いいたしませんでした。</p> <p>(第4 四半期)</p>
支払事由に非該当	高度障害保険金	<p>被保険者は、視神経疾患により、視力が低下されたため、高度障害保険金のご請求をされました。診断書上の視力は右眼:0.03/左眼:0.04 であり、高度障害保険金の支払事由である「両眼の視力を全く永久に失ったもの()」に該当しないため、高度障害保険金はお支払いいたしませんでした。</p> <p>「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が 0.02 以下になって回復の見込みがない場合をいいます。</p> <p>(第2 四半期)</p>

		<p>被保険者は、歩行中の交通事故による脳挫傷を原因とした高次脳機能障害による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能になったとして、高度障害保険金のご請求をされましたが、失語症の状況に関して事実の確認を行ったところ、リハビリで回復する可能性が十分にあるとの主治医見解がありました。</p> <p>このため、高度障害保険金の支払事由である「回復の見込みがない」に現段階では該当しないため、高度障害保険金はお支払いいたしませんでした。</p> <p>(第4四半期)</p>
	手術給付金	<p>被保険者は、バイク乗車中の事故により、薬指が不全切断の状態となり靭帯縫合術を受けられたとして、手術給付金をご請求されました。</p> <p>しかしながら、手術をされた部位が手指であったため、手術給付金の対象となる「手術」の筋・腱・靭帯観血手術の除外規定で定めてある部位にあたることから、ご請求いただいた手術給付金はお支払いいたしませんでした。</p> <p>(第1四半期)</p>
		<p>被保険者は、近視性乱視によりエキシマレーザー角膜屈折矯正術(LASIK)を平成21年9月に受けられ、手術給付金のご請求をされました。</p> <p>ところが、平成19年4月2日以降ご加入の契約においては、「手術」のレーザー・冷凍凝固による眼球手術の除外規定にて「屈折矯正手術」は手術給付金の支払対象外と定められており、被保険者は平成19年4月2日以降のご加入であったため、ご請求いただいた手術給付金はお支払いいたしませんでした。</p> <p>(第2四半期)</p>
		<p>被保険者は子宮頸管ポリープ切除術を受けられ、手術給付金をご請求されました。</p> <p>ところが、手術給付金お支払いの対象となる「手術」における「その他の子宮手術」の除外規定にて「子宮頸管ポリープ切除術」はお支払い対象外と定められているため、手術給付金はお支払いいたしませんでした。</p> <p>(第4四半期)</p>
	障害給付金	<p>被保険者は、乗用車運転中の交通事故による胸椎圧迫骨折にて脊柱の変形障害が残ったとして、障害給付金のご請求をされました。</p> <p>ところが、ご請求の際に提出いただいた診断書に記載された変形障害は「通常の衣服を着用しても外部から見てわからない」と診断されており、障害給付金の支払事由である「脊柱に著しい奇形()または著しい運動障害を永久に残すもの」にあたらなため、ご請求いただいた障害給付金はお支払いいたしませんでした。</p> <p>脊柱に著しい奇形とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上の場合をいいます。</p> <p>(第3四半期)</p>
無効(その他)	がん入院給付金	<p>被保険者は「食道癌」により入院され、がん保険のがん入院給付金をご請求されました。</p> <p>しかしながら、ご提出いただいた診断書から、ご契約前に別のがんに罹っており、告知日前に悪性新生物(がん)と診断確定されていたことが判明したため、がん保険は無効()とし、がん入院給付金はお支払いいたしませんでした。</p> <p>告知前または告知の時からがん給付の責任開始期の前日までのがんの診断確定がされた場合、保険契約は無効となります。</p> <p>(第1四半期)</p>

以上